

凡例 : 実績 : 予定

II. 根本原因に係る再発防止対策の進捗状況（平成 25 年 9 月 30 日現在）

に問い合わせる姿勢」の浸透が十分でなかったことに着目し、具体的な活動を推進していく。また、経営における原子力の重要性や地域社会の視点からの安全文化の大切さを全社（関係会社・協力会社を含む。）で醸成する活動を推進する。	■「原子力安全文化有識者会議」 原子力強化プロジェクトからの報告を受け、第三者の視点から原子力強化プロジェクトの施策の検討事項に対する提言を行う。	有識者会議設置完了（6/29）	▼6/29 原子力安全文化有識者会議 設置 ▼8/1 第1回開催 ▼9/12 第2回開催 ▼12/2 第3回開催 ▼2/27 第4回開催 ▼10/6 第5回開催 ▼2/14 第6回開催 ▼10/1 第7回開催 ▼2/18 第8回開催
	■「原子力安全文化の日」の制定 このたびの事態を厳粛に受け止め、今後二度と同じことを繰り返さないため、経営における原子力の重要性や地域社会の視点に立った安全文化の大切さを全社で共有し、再確認する。	安全文化の日設定完了（6/3）	▼6/3 行事の実施 ▼6/3 行事の実施 ▼6/1 行事の実施
	■ 地元の方々との対話活動の充実 地元の方々と直接対話することにより、「地域に対し一人ひとりが約束を果たし続ける」という地域視点意識の向上	活動開始（7月）	「見学会」の対応・同席、「地元定例訪問」等への参加 ▼7/8～見学会対応・同席 ▼7/12～定例訪問参加 ▼8/30～9/17 戸別訪問

■ ■ ■ 点検不備問題に係る再発防止対策（業務運営の仕組みの強化）のスケジュール表 ■ ■ ■

実施箇所：電源事業本部（原子力）

アクションプラン進捗管理表 (AP2 原子力部門の業務運営の仕組みの強化)

リーダー：原子力総括担当MG H25年9月30日現在

備考) 有効性評価は、半期毎に実施する。(1回目：9月末、2回目：3月末)

現在の状況	対策の検証方法と検証結果	自己評価（有効性評価、次年度への取組み）	備考（懸案事項他）																		
<p>(1) 原子力部門戦略会議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・6/18 準備会（第1回）開催 ・7/9 準備会（第2回）開催 <p>【重要課題への取組みとしてWGを設置】</p> <p>①保守管理不備への再発防止対策の確実な実施 〔業務プロセス改善WG/点検計画表検討WG〕</p> <p>②島根3号機初回定期検査の確実な実施 〔3号初回定期検査対応検討WG〕</p> <p>● 7/21 経営会議へAP実施状況を報告</p> <ul style="list-style-type: none"> ・7/27 第1回戦略会議開催 ・8/4 第2回戦略会議開催 ・8/17 第3回戦略会議開催 ・8/24 第4回戦略会議開催 ・9/3 第5回戦略会議開催 ・9/14 第6回戦略会議開催 ・9/22 第7回戦略会議開催 ・10/7 第8回戦略会議開催 ・10/19 第9回戦略会議開催 ・11/2 第10回戦略会議開催 ・11/9 第11回戦略会議開催 ・11/26 第12回戦略会議開催 ・12/21 第13回戦略会議開催 ・1/14 第14回戦略会議開催 ・2/2 第15回戦略会議開催 ・3/3 第16回戦略会議開催 ・3/11 第17回戦略会議開催 ・3/23 第18回戦略会議開催 ・3/25 第19回戦略会議開催 ・3/30 第20回戦略会議開催 ・4/6 第21回戦略会議開催 ・4/14 第22回戦略会議開催 ・5/9 第23回戦略会議開催 ・5/13 第24回戦略会議開催 ・5/16 第25回戦略会議開催 ・5/23 第26回戦略会議開催 ・5/26 第27回戦略会議開催 ・6/7 第28回戦略会議開催 ・6/14 第29回戦略会議開催 ・7/15 第30回戦略会議開催 ・7/26 第31回戦略会議開催 ・8/24 第32回戦略会議開催 ・9/29 第33回戦略会議開催 ・10/24 第34回戦略会議開催 ・11/25 第35回戦略会議開催 ・12/13 第36回戦略会議開催 ・12/19 第37回戦略会議開催 ・1/23 第38回戦略会議開催 ・2/21 第39回戦略会議開催 ・3/8 第40回戦略会議開催 ・3/22 第41回戦略会議開催 	<p>(検証方法)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・具体的活動計画に沿って適切に活動が実施されていること。 ・活動の結果が、要求事項を満足すること。 ・活動の評価結果を電源事業本部運営会議に報告し、その有効性について電源事業本部長の評価を受ける。 <p>(検証結果)</p> <p>[内部監査部門の評価]</p> <p>(評価観点)</p> <p>①「原子力部門戦略会議」の設置</p> <p>原子力部門の重要課題を統括し、制度変更に対応するための全体計画（要員面を含む）を策定するとともに、活動計画を経営層へ報告しているか。</p> <p>②「原子力安全情報検討会」の設置</p> <p>本社、発電所からなる検討会を設置し、個別の検討課題に連携して取り組み、活動状況を定期的に「原子力部戦略会議」に報告しているか。</p> <p>③発電所における統括機能の強化</p> <p>各課を統括する機能を強化し、責任体制を明確にするため、品質保証部門および保修部門において、関係各課を統括する「部」を新設し、部長を設置する。</p> <p>(評価結果) (8月17日、10月14日現在)</p> <p>①原子力部門戦略会議は、アクションプランの確実な実施など3つの重要課題を決定し、活動状況を適宜確認、必要な人的資源、APの「有効性評価」、「検証方法」等の確認、本部運営会議、経営会議への適宜報告などを実施し機能していると評価する。</p> <p>②原子力安全情報検討会は、保安規定変更命令など外部の情報について必要な事項を適切に協議し、原子力部門戦略会議へ報告するなど適切に機能していると評価する。</p> <p>③発電所部制導入は、発電所の保守・品質管理の統括機能強化を目的として、各職務の責任と権限を明確にした上で、9月6日に保安規定の変更認可を受け9月7日から施行しており、統括機能強化が図られていると評価する。</p> <p>(評価結果) (平成23年4月25日現在)</p> <p>原子力部門の業務運営の仕組みの強化について、今年度は、原子力部門戦略会議を設置し、原子力部門の重要課題を統括し、制度変更に対応する全体計画を策定すると共に活動計画等を経営層に報告していること、また、保守等の制度変更に対し、原子力安全情報検討会を設置し、電源事業本部と発電所が連携して対応を審議する仕組みを構築し「原子力部門戦略会議運営手順書」「原子力安全情報処理手順書」で明確にしていることに加え、両会議体で審議・検討した方策が有効</p>	<p>（有効性評価）</p> <p>＜個別評価＞</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>手段</th> <th>判断基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>戦略会議</td> <td>「原子力部門戦略会議」</td> </tr> <tr> <td>で都度または定期的に確認する。</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・原子力部門の課題が抽出され、その中から重要課題が適切に選定されていること。 ・重要課題に応じたWGが設置され、適切な活動が行われていること。 ・戦略会議の開催頻度が計画以上であり、重要事項が経営層（社長、電源事業本部長）へ報告され、受けた指示を反映していること。 </td> </tr> <tr> <td></td> <td>「原子力安全情報検討会」</td> </tr> <tr> <td></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・全ての原子力安全情報について、適切に管理していること。 ・原子力部門戦略会議へ報告し、指示を適切に反映していること。 </td> </tr> <tr> <td></td> <td>「部制」</td> </tr> <tr> <td></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・保修部、品質保証部の各職務の責任と権限が明確になっていること。 ・部長の設置により、業務の改善が図られていること。 </td> </tr> </tbody> </table> <p>＜総合評価＞</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>手段</th> <th>判断基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電源事業本部長の評価を2月に受ける。</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・上記個別評価結果が妥当であること。 ・戦略会議、原子力安全情報検討会にて審議・検討した方策が有効に機能していること。 </td> </tr> </tbody> </table> <p>＜有効性評価のフロー＞</p> <pre> graph TD A[戦略会議で確認（都度または定期的）] --> B[電源事業本部長の評価（2月）] B --> C[社長への報告（年度末）] </pre> <p>[中間段階での自己評価] (H23.1.14)</p> <p>《原子力部門戦略会議》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重要課題選定表で課題を整理し、4つの重要課題（H22年12月に1項目追加）についてWGを設置し活動するとともに、その進捗状況の 	手段	判断基準	戦略会議	「原子力部門戦略会議」	で都度または定期的に確認する。	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力部門の課題が抽出され、その中から重要課題が適切に選定されていること。 ・重要課題に応じたWGが設置され、適切な活動が行われていること。 ・戦略会議の開催頻度が計画以上であり、重要事項が経営層（社長、電源事業本部長）へ報告され、受けた指示を反映していること。 		「原子力安全情報検討会」		<ul style="list-style-type: none"> ・全ての原子力安全情報について、適切に管理していること。 ・原子力部門戦略会議へ報告し、指示を適切に反映していること。 		「部制」		<ul style="list-style-type: none"> ・保修部、品質保証部の各職務の責任と権限が明確になっていること。 ・部長の設置により、業務の改善が図られていること。 	手段	判断基準	電源事業本部長の評価を2月に受ける。	<ul style="list-style-type: none"> ・上記個別評価結果が妥当であること。 ・戦略会議、原子力安全情報検討会にて審議・検討した方策が有効に機能していること。 	
手段	判断基準																				
戦略会議	「原子力部門戦略会議」																				
で都度または定期的に確認する。	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力部門の課題が抽出され、その中から重要課題が適切に選定されていること。 ・重要課題に応じたWGが設置され、適切な活動が行われていること。 ・戦略会議の開催頻度が計画以上であり、重要事項が経営層（社長、電源事業本部長）へ報告され、受けた指示を反映していること。 																				
	「原子力安全情報検討会」																				
	<ul style="list-style-type: none"> ・全ての原子力安全情報について、適切に管理していること。 ・原子力部門戦略会議へ報告し、指示を適切に反映していること。 																				
	「部制」																				
	<ul style="list-style-type: none"> ・保修部、品質保証部の各職務の責任と権限が明確になっていること。 ・部長の設置により、業務の改善が図られていること。 																				
手段	判断基準																				
電源事業本部長の評価を2月に受ける。	<ul style="list-style-type: none"> ・上記個別評価結果が妥当であること。 ・戦略会議、原子力安全情報検討会にて審議・検討した方策が有効に機能していること。 																				

<ul style="list-style-type: none"> ・ H24/4/23 第 42 回戦略会議開催 ・ 5/22 第 43 回戦略会議開催 ・ 6/11 第 44 回戦略会議開催 ・ 6/21 第 45 回戦略会議開催 ・ 7/9 第 46 回戦略会議開催 ・ 7/24 第 47 回戦略会議開催 ・ 7/31 第 48 回戦略会議開催 ・ 8/29 第 49 回戦略会議開催 ・ 9/14 第 50 回戦略会議開催 ・ 9/20 第 51 回戦略会議開催 ・ 10/23 第 52 回戦略会議開催 ・ 11/27 第 53 回戦略会議開催 ・ 12/21 第 54 回戦略会議開催 ・ 1/23 第 55 回戦略会議開催 ・ 2/20 第 56 回戦略会議開催 ・ 3/22 第 57 回戦略会議開催 ・ H25/4/26 第 58 回戦略会議開催 ・ 5/28 第 59 回戦略会議開催 ・ 6/20 第 60 回戦略会議開催 ・ 7/24 第 61 回戦略会議開催 ・ 9/17 第 62 回戦略会議開催 ・ 9/30 第 63 回戦略会議開催 <p>(2) 原子力安全情報検討会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 6/16 準備会（第 1 回）開催 ・ 7/15 準備会（第 2 回）開催 〔福島第一原子力発電所第 2 号機の原子炉自動停止に関する調査結果を踏まえたリレー誤作動に係る周知についての対応〕 〔東海第二発電所 R H R 海水系流量低下事象に関する NISA 口答指示への対応〕 ・ 8/13 第 1 回安全情報検討会開催 ・ 8/20 第 2 回安全情報検討会開催 ・ 8/24 第 3 回安全情報検討会開催 ・ 8/27 第 4 回安全情報検討会開催 ・ 9/6 第 5 回安全情報検討会開催 ・ 10/12 第 6 回安全情報検討会開催 ・ 10/20 第 7 回安全情報検討会開催 ・ 10/25 第 8 回安全情報検討会開催 ・ 11/19 第 9 回安全情報検討会開催 ・ 11/29 第 10 回安全情報検討会開催 ・ 12/14 第 11 回安全情報検討会開催 ・ 1/20 第 12 回安全情報検討会開催 ・ 3/3 第 13 回安全情報検討会開催 ・ 3/31 第 14 回安全情報検討会開催 ・ 4/12 第 15 回安全情報検討会開催 ・ 4/25 第 16 回安全情報検討会開催 ・ 4/27 第 17 回安全情報検討会開催 ・ 5/16 第 18 回安全情報検討会開催 ・ 6/3 第 19 回安全情報検討会開催 ・ 6/8 第 20 回安全情報検討会開催 	<p>に機能していることを確認した。</p> <p>さらに、部制の導入により保守管理業務等の改善が図られていることから、AP の目的である規制要求等の状況変化に速やかに対応し、適切にマネジメントできる仕組みが強化されていると評価する。</p> <p>次年度は、「H22 年度に実施した内容の定着化を図るとともに、定期的なチェックにより運用状況の評価を行う」としており、QMS 文書である本手順書に従った対策の定着化に取り組むことに問題ないと評価する。</p> <p>(評価観点) <平成 23 年度></p> <p>有効性評価を行い AP の目的が達成されているか。</p> <p>(評価結果) <平成 23 年度></p> <p>本 AP の取り組みについて、原子力部門戦略会議の運営により、原子力部門の重要課題を統括し、制度変更に対応する全体計画を策定するとともに活動計画等を経営層に適宜報告を行い、指示について本会議へ反映していること、および、原子力安全情報検討会の運営により、制度変更等に対し、本社、発電所が連携して個別の検討課題に取り組み、活動状況を原子力部門戦略会議へ報告を行い、戦略会議からの指示を本検討会へ反映していることから、「原子力部門戦略会議運営手順書」、「原子力安全情報処理手順書」に従って適切に実施しており、両会議体で審議・検討した課題が有効に機能していることを確認した。</p> <p>また、部制の導入により保守管理業務等の改善が継続して図られていること、これらの取組みの有効性評価を適切に行っていることから、本 AP の目的は達成していることを確認した。</p> <p>引き続き対策の定着化に取り組み、定期的に運用状況を評価することに問題ないと評価した。</p> <p>(平成 24 年 4 月 19 日現在)</p> <p>(評価観点) <平成 24 年度></p> <p>有効性評価を行い AP の目的が達成されているか。</p> <p>(評価結果) <平成 24 年度></p> <p>本 AP の取り組みについて、原子力部門戦略会議は「原子力部門戦略会議運営手順書」に従って、原子力部門の重要課題を統括し、経営層に適宜報告を行い、指示について本会議へ反映している。原子力安全情報検討会は「原子力安全情報処理手順書」に従って、管理表で全ての安全情報を管理し、内容に応じて安全情報検討会で審議し、戦略会議に報告し、指示事項の反映を行っている。これらから、両会議体が有効に機能していることを確認した。</p> <p>また、部制の導入により保守管理業務等の改善が継続して図られていること、これらの取組みの有効性評価を適切に行っていることから、本 AP の目的は達成していることを確認した。</p> <p>引き続き対策の定着化に取り組むことに問題ないと評価した。</p> <p>(平成 25 年 4 月 18 日現在)</p>	<p>報告を受け、必要な指示をしている。(H22 年 12 月に工事業務管理手順書見直しWG を新規設置)</p> <p>・ H22 年 8 月～H23 年 1 月で戦略会議を 14 回開催しており、重要事項については電源事業本部運営会議（又は緊対本部）へ 10 回、経営会議へ 6 回と計画以上の報告を行なうとともに、指示についても反映している。</p> <p>『原子力安全情報検討会』</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 管理表で全ての安全情報を管理し、内容に応じて安全情報検討会を適切に開催している。 ・ 安全情報検討会での全ての審議事項を戦略会議に報告し、指示事項の反映を行なっている。 <p>『部制』</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 手順書により、責任と権限を明確にしている。 ・ 不適合グレード判定や調達関係書類の承認等で所長権限を部長へ委譲するなど、業務の流れを改善している。 <p>よって、中間段階では有効に機能していると評価する。</p> <p>〔年度末での評価〕(H23.3.15 本部運営会議・H23.3.16 経営会議)</p> <p>『原子力部門戦略会議』</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 重要課題整理表で課題を整理・評価し、4 つの重要課題 (H22.1.2 に 1 項目追加 H23.3 にさらに 1 項目追加) を適切に選定したことから、「原子力部門の課題が抽出され、その中から重要課題が適切に選定されていること」を確認した。 ・ 上記 1 で選定した重要課題について、課題に応じて WG を設置し活動するとともに、その進捗状況の報告を受け、必要な指示をした (H22.1.2 に工事業務管理手順書見直しWG を新規設置、H23.3 に保修部門のあり方検討WG を新規設置) ことから、「重要課題に応じた WG が設置され、適切な活動が行われていること」を確認した。 ・ H22.8～H23.3 で戦略会議を 17 回開催しており、重要事項については電源事業本部運営会議（または緊対本部）へ 10 回、経営会議へ 6 回と計画以上の報告を行なうとともに指示についても反映したことから、「戦略会議の開催頻度が計画以上であり、重要事項が経営層（社長、電源事業本部長）へ報告され、受けた指示を反映していること」を確認した。 <p>『原子力安全情報検討会』</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 管理表で全ての安全情報を管理し、内容に応じて安全情報検討会を適切に開催したことから、「全ての原子力安全情報について、適切に管理していること」を確認した。 ・ 安全情報検討会での全ての審議事項を戦略会議に報告し、指示事項の反映を行なったことから、「原子力部門戦略会議へ報告し、指示を適切に反映していること」を確認した。 <p>『部制』</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 手順書により、責任と権限を明確にしたことから、「保修部、品質保証部の各職務の責任と権限が明確になっていること」を確認した。 ・ 不適合グレード判定や調達関係書類の承認等で所長権限を部長へ委譲するなど、業務の流れを改善したり、主要な委員会は部長で構成し改善を図ったことから、「部長の設置により、業務の改善が図られているこ
--	---	---

<ul style="list-style-type: none"> ・ 6/14 第 2 1回安全情報検討会開催 ・ 7/15 第 2 2回安全情報検討会開催 ・ 7/29 第 2 3回安全情報検討会開催 ・ 9/1 第 2 4回安全情報検討会開催 ・ 9/12 第 2 5回安全情報検討会開催 ・ 9/15 第 2 6回安全情報検討会開催 ・ 10/19 第 2 7回安全情報検討会開催 ・ 10/28 第 2 8回安全情報検討会開催 ・ 11/8 第 2 9回安全情報検討会開催 ・ 11/30 第 3 0回安全情報検討会開催 ・ 12/28 第 3 1回安全情報検討会開催 ・ 1/20 第 3 2回安全情報検討会開催 ・ 3/1 第 3 3回安全情報検討会開催 ・ H24/4/6 第 3 4回安全情報検討会開催 ・ 5/2 第 3 5回安全情報検討会開催 ・ 5/30 第 3 6回安全情報検討会開催 ・ 7/23 第 3 7回安全情報検討会開催 ・ 8/1 第 3 8回安全情報検討会開催 ・ 9/10 第 3 9回安全情報検討会開催 ・ 9/13 第 4 0回安全情報検討会開催 ・ 11/26 第 4 1回安全情報検討会開催 ・ 11/28 第 4 2回安全情報検討会開催 ・ 1/24 第 4 3回安全情報検討会開催 ・ H25/4/17 第 4 4回安全情報検討会開催 ・ 5/27 第 4 5回安全情報検討会開催 ・ 6/17 第 4 6回安全情報検討会開催 ・ 7/8 第 4 7回安全情報検討会開催 ・ 8/26 第 4 8回安全情報検討会開催 <p><安全情報検討会から戦略会議への報告></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ H24/1/23, 2/21, 3/8, 4/23, 5/22, 6/11 ・ 7/24, 8/28, 9/20, 11/27, 1/23, 2/20 ・ H25/4/26, 5/28, 6/20, 7/24, 9/30 <p>(3) 本部運営会議（又は緊対本部）へ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 4/6 島根原子力発電所津波対策 ・ 5/9 震災に関する島根県対応他 ・ 5/13 島根原子力発電所津波対策 ・ 5/23 震災に関する島根県知事コメント対応 ・ 5/26 震災に関する島根県知事コメント対応 ・ 6/7 震災に関する島根県知事コメント対応他 ・ 6/14 震災に関する国からの指示対応他 <p>[経営層への報告]</p> <p>H24 年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 原子力安全技術部の設置について、4/23 に本部長へ、4/25 に社長へ報告 ・ ストレステスト報告書提出について、7/31 に本部長へ、8/2 に社長へ報告 ・ EAM 運用開始について、10/2 に本部長へ、10/29 に 	<p>と」を確認した。</p> <p><総合評価></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ H23. 3. 15 本部運営会議にて、上記個別評価に示すとおり、戦略会議、原子力安全情報検討会にて審議・検討した方策が有効に機能し妥当であることを確認した。 ・ H23. 3. 16 経営会議にて、上記個別評価に示すとおり、戦略会議、原子力安全情報検討会にて審議・検討した方策が有効に機能し妥当であることを確認した。 <p><次年度の取組み></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ H22 年度に実施した内容の定着化を図るとともに、定期的なチェックにより運用状況の評価を行う <p><H23 年 9 月></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 原子力部門戦略会議・原子力安全情報検討会共に、「手順書に定めた頻度以上に開催し、各WGの活動も含め、必要な指示・報告を行うことで各課題を精力的に解決している」ことから有効に機能していると評価した。 <p><H24 年 1 月></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 原子力部門戦略会議・原子力安全情報検討会共に、「手順書に定めた頻度以上に開催し、各WGの活動も含め、必要な指示・報告を行うことで各課題を精力的に解決している」ことから有効に機能していると評価した。 <p><H24 年 3 月></p> <p>《原子力部門戦略会議》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 重要課題整理表で課題を整理・評価し、5つの重要課題（H23. 6 に 2項目追加。H23. 8・9 に各 1項目追加）を適切に選定したことから、「原子力部門の課題が抽出され、その中から重要課題が適切に選定されている」と評価した。 ・ 上記 1 で選定した重要課題について、課題に応じてWGを設置し活動するとともに、その進捗状況の報告を受け、必要な指示をした（H23. 8 に定期事業者検査業務改善WGを新規設置）ことから、「重要課題に応じたWGが設置され、適切な活動が行われている」と評価した。 ・ H23. 4～H24. 3 で戦略会議を 21 回開催しており、重要事項については電源事業本部運営会議（または QA 委員会）へ 5 回、経営会議（またはマネレビ）へ 4 回と計画以上の報告を行なうとともに、指示についても反映したことから、「戦略会議の開催頻度が計画以上であり、重要事項が経営層（社長、電源事業本部長）へ報告され、受けた指示を反映している」と評価した。 <p>《原子力安全情報検討会》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 管理表で全ての安全情報を管理し、内容に応じて安全情報検討会を適切に開催したことから、「全ての原子力安全情報について、適切に管理している」と評価した。 		
--	--	--	--

<p>社長へ報告</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子力安全維持・向上の取組みについて、12/25, 3/19に本部長へ、12/26, 3/22に社長へ報告 <p>H25 年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・シビアアクシデント時の本社対応能力向上と体制整備について、6/14に本部長へ報告 ・島根原子力発電所1号機PLMIに関する対応について、9/12に本部長へ、9/18 社長へ報告 	<p>・安全情報検討会での全ての審議事項を戦略会議に報告し、指示事項の反映を行なったことから、「原子力部門戦略会議へ報告し、指示を適切に反映している」と評価した。</p> <p>『部制』</p> <ul style="list-style-type: none"> ・手順書により、責任と権限を明確にしたことから、「保修部、品質保証部の各職務の責任と権限が明確になっている」と評価し、H23 年度もこの責任と権限に基づいて着実に実施されていることから確実に定着していると評価した。 ・不適合グレード判定や調達関係書類の承認等で所長権限を部長へ委譲するなど、業務の流れを改善したり、主要な委員会は部長で構成し改善を図ったことから、「部長の設置により、業務の改善が図られている」と評価し、H23 年度もこれに基づいて着実に実施されていることから確実に定着していると評価した。 ・保修部長が各WGを統括し横断的に判断したり、各課長を集めてのミーティングを定例化して統率していることから、部制導入の効果が現れていると評価した。 <p>『総合評価』</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電源事業本部長は、H24. 2. 21QA 委員会にて、上記個別評価に示すとおり、戦略会議、原子力安全情報検討会にて審議・検討した方策や部制導入が有効に機能し妥当であると評価した。 ・社長は、H24. 2. 28 上記個別評価に示すとおり、戦略会議、原子力安全情報検討会にて審議・検討した方策や部制導入が有効に機能し妥当であると評価した。 <p>『次年度の取組み』</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き対策の定着化に取組むと共に、定期的に(半期毎)運用状況を評価していく。 <p>『H24 年 9 月』</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子力部門戦略会議・原子力安全情報検討会共に、「手順書に定めた頻度以上に開催し、各WGの活動も含め、必要な指示・報告を行うことで各課題を精力的に解決している」ことから有効に機能していると評価した。 <p>『H25 年 3 月』</p> <p>『原子力部門戦略会議』</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重要課題整理表で課題を整理・評価し、6つの重要課題(H24. 5 に1項目追加。H24. 7 に2項目追加。H24. 8 に1項目追加。H24. 9 に1項目追加。H25. 3 に1項目追加)を適切に選定したことから、「原子力部門の課題が抽出され、その中から重要課題が適切に選定されている」と評価した。 ・上記1で選定した重要課題について、課題に応じてWGを設置し活動するとともに、その進捗状況の報告を受け、必要な指示をした(H24. 12 に
--	--

■ ■ ■ 点検不備問題に係る再発防止対策（不適合管理プロセスの改善）のスケジュール表 ■ ■ ■

実施箇所：品質保証部（品質保証） アクションプラン進捗管理表（AP3(1)(2)：不適合管理プロセスの改善） リーダー：品質保証部 課長（品質保証）

H25年 9月30日現在

目的	不適合事象が適切に組織内で共有化され、不適合管理が適切に運用（適切な処置等が行われるなど）されるよう、不適合管理プロセスを改善する。	実施内容	(1) 不適合判定検討会の設置 ○ステップ1 不適合管理は、既存の懸案管理システムからの情報や工事中の不具合速報について、全てを「不適合判定検討会（現行の不適合管理検討会に変えて設置：仮称）」に持ち込み、品質保証センターを含む関係各課のメンバーにより処置（不適合管理の要否、不適合管理グレード等）を決定する仕組みに変更する。なお、不適合を担当者が迷うことなく適切に不適合判定検討会に持ち込むことが出来るよう、発電所の要員に対し、平成22年7月末目途に、不適合管理の必要性や基準について実務に即した教育を実施する。また、継続的に教育する仕組みを構築する。 より確実な業務管理を行うため、平成22年6月末目途に、発電所の品質保証センター内に不適合管理業務を専任で行う担当を設置する。 ○ステップ2 開発中の「統合型保全システム」を活用して、担当者が迷うことなくシステム登録する運用に変更する。（平成23年度運用変更予定） (2) 不適合情報の公開 全ての不適合情報をホームページにより公開する。	
要求事項	発見された不適合事象が適切に組織内で共有化され、不適合管理が適切に処置できる不適合管理プロセスを改善する。 組織の要員が、不適合を適切に判断できるよう必要な教育を行える教育プロセスを構築する。 (検討会で不適合案件の審議を行うという仕組みは設けていたが、発電所員に「不適合」を敬遠する傾向があり、その検討会に持ち込まれない不具合情報を把握することができず、結果として問題が顕在化しにくい状況となっていた。)			

実施事項	スケジュール															備考	
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	上期	下期	H24 年度	H25 年度	
○不適合管理を専任で行う担当を設置			▼6/29 不適合管理業務を専任行う担当設置														○不適合管理検討会運用強化（H22.6.10-） 第6回～第13回（計7回）：85件
○CAP導入に向けたベンチマー킹				▼7/14 中部電力、7/16 関西電力													○※不適合管理教育について、継続的に教育するため、島根原子力発電所教育訓練手順に「不適合管理の教育項目」を追加した。（H22.6.1）
○不適合管理教育				7/末 不適合管理教育資料作成	▼不適合管理教育を実施※												○8/1 不適合判定検討会運用開始 ➢ 8月：インプット 176件 ➢ 9月：インプット 174件 ➢ 10月：インプット 194件 ➢ 11月：インプット 211件 ➢ 12月：インプット 490件 ➢ 1月：インプット 284件 ➢ 2月：インプット 249件 ➢ 3月：インプット 161件
○不適合管理検討会運用強化					▼10/14 追加教育の実施	▼10/14 追加教育の実施	▼10/22 追加教育の実施	▼3/29～31 追加教育の実施									
○不適合管理システム検討																	○9/1 EAM 運用開始
○不適合判定検討会の設置																	○9/7 不適合情報の当社HPによる公開開始
○マニュアルの改正 (保安規定変更命令、判定基準（ガイドライン）の設定および有効性評価を踏まえて手順書に反映する。)																	○10/14 不適合管理に係わる教育の実施
○EAMを活用した運用の検討																	○12/22 不適合判定基準ガイドラインに係わる教育の実施
○システムの有効性評価																	○3/29～31 不適合判定基準ガイドラインに係わる教育の実施
○システムの改善																	
○不適合情報の公開																	

備考) 有効性評価は、半期毎に実施する。（1回目：9月末、2回目：3月末）

現在の状況	対策の検証方法と検証結果	自己評価（有効性評価、次年度への取組み）	備考（懸案事項他）
<p>○6月1日以降発生の不適合件名について、全て「不適合管理検討会」協議することとした。</p> <p>○6月10日以降、原則毎週水曜日に定期の「不適合管理検討会」を開催し、全ての「作業依頼票」「不適合処置および是正処置報告書」の確認を実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ H22.6.10 (第6回検討会：1件) ➢ H22.6.16 (第7回検討会：24件) ➢ H22.6.23 (第8回検討会：21件) ➢ H22.6.30 (第9回検討会：5件) ➢ H22.7.7 (第10回検討会：9件) ➢ H22.7.12 (第11回検討会：3件) ➢ H22.7.21 (第12回検討会：11件) ➢ H22.7.28 (第13回検討会：11件) <p>○6月29日 品質保証センターに不適合管理担当を設置</p> <p>○ベンチマークリング実施 7/14 高浜原子力発電所（関西電力） 7/16 浜岡原子力発電所（中部電力）</p> <p>○不適合管理教育の実施 ➢ H22.7/29, 7/30(6回教育を実施) ・7/30～8/2(発電課当直員への教育を実施) ・受講対象者(360名)335名受講 ・未受講者(25名)へのフォロー実施(8/19完了) ➢ H23.11/2～11/7 ➢ H24.11/28, 11/29, 12/4, 12/5</p> <p>○不適合判定検討会メンバーへの教育の実施 ➢ H22.10/14(社外専門家による専門教育) ・受講対象者(17名)16名受講 ・未受講者(1名)へのフォロー実施 ➢ H22.12/22(不適合判定に係る教育を実施) ➢ H23.3/29～3/31(不適合判定に係る教育を実施) ➢ H24.2/23～2/24(不適合判定に係る教育を実施) ➢ H25.7/12, 7/17(不適合判定に係る教育を実施)</p> <p>○不適合判定検討会による審議 8/1～原則毎日開催 (平成22年度) ➢ 8/1～8/31 不適合管理要と判定した件数 94件 ➢ 9/1～9/30 不適合管理要と判定した件数 107件 ➢ 10/1～10/31 不適合管理要と判定した件数 104件 ➢ 11/1～11/30 不適合管理要と判定した件数 124件 ➢ 12/1～12/31 不適合管理要と判定した件数 184件 ➢ 1/1～1/31 不適合管理要と判定した件数 83件 ➢ 2/1～2/28 不適合管理要と判定した件数 84件 ➢ 3/1～3/31 不適合管理要と判定した件数 65件</p>	<p>(検証方法)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不適合判定検討会教育について、「理解できた。」または、「ほぼ理解できた」が90%以上であること ・不適合管理の実施件数(前年度比により件数が増加していること) ・「不適合判定検討会」に持ち込まれる事案について、今まであがっていないレベルの懸案が含まれていること。 ・発電所内で取り扱う不適合情報が、「不適合判定検討会」の結果を踏まえた管理グレードで処理されていること。 ・「不適合判定検討会」で不適合ではないと判断した事象に不適合と判断すべき事象が含まれていないこと <p>(検証結果)</p> <p>12月31日までの活動に対する結果</p> <p><不適合管理に係わる教育></p> <ul style="list-style-type: none"> ・7月末からの不適合管理教育の実施結果から「理解できた。」または、「ほぼ理解できた」が全体の96%以上を占め、本教育に対して高い理解度が得られた。 ・10月14日不適合判定検討会メンバーへの教育に実施結果から「理解できた」「ほぼ理解できた」が全体の100%を占め、本教育に対して高い理解度が得られた。 <p>○平成22年12月22日 不適合判定基準（ガイドライン）制定後の不適合判定検討会委員への教育および不適合事例に係る判定確認を実施した結果、全員が90%以上の正解率であり、今回の教育によって、不適合判定検討会メンバーに対し不適合判定の理解が得られた。</p> <p><不適合判定検討会の運用状況></p> <p>(平成22年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・8月の不適合判定検討会の審議状況について、取扱件数:176件、不適合管理要と判定した件数:94件であり、不適合未満の情報まで幅広く情報を収集している。 ・9月の不適合判定検討会の審議状況について、取扱件数:174件、不適合管理要と判定した件数:107件であり、不適合未満の情報まで幅広く情報を収集している。 ・10月の不適合判定検討会の審議状況について、取扱件数:194件、不適合管理要と判定した件数:104件であり、不適合未満の情報まで幅広く情報を収集している。 ・11月の不適合判定検討会の審議状況について、取扱件数:211件、不適合管理要と判定した件数:124件であり、不適合未満の情報まで幅広く情報を収集している。 ・12月の不適合判定検討会の審議状況について、取扱件数:490件、不適合管理要と判定した件数:184件であり、不適合未満の情報まで幅広く情報を収集している。 ・1月の不適合判定検討会の審議状況について、取扱件数:284件、不適合管理要と判定した件数:83件であり、不適合未満の情報まで幅広く情報を収集している。 ・2月の不適合判定検討会の審議状況について、取扱件数:249件、 	<p>(有効性評価)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不適合管理の実施件数(前年度比により件数)が増加していること、「不適合判定検討会」に持ち込まれる事案について、今まであがっていないレベルの懸案が含まれていること。 ・「不適合判定検討会」で不適合ではないと判断した事象を再チェックし、不適合と判断すべき事象が含まれていないことを四半期に一回確認する。 <p>上記で、目標が達成されていることを確認する。</p> <p><平成22年9月30日></p> <ul style="list-style-type: none"> ・不適合管理の実施件数については、8月・9月合計で201件(前年度合計122件)であった。 <p>前年度と比較すると約10件/月から約105件/月に増加しており、今まであがっていない案件も含まれていると判断した。よって、不適合判定検討会が有効に機能していると評価する。</p> <p>・10月27日8/26～9/30までに不適合管理不要として判定した案件(40件)についてセルフチェックを実施し、うち1件について不適合管理を行うことで再判定した。再判定の結果、不適合管理を行う案件を確認したが、1件であり、対策は有効に機能していると評価する。</p> <p><平成22年12月></p> <ul style="list-style-type: none"> ・不適合管理の実施件数については、8月から11月合計で755件(前年度合計122件)であった。今まであがっていない案件として、不適合管理不要として判定されたものは180件あり、不適合管理未満の情報の吸い上げもされていることから不適合判定検討会が有効に機能していると評価する。 ・12月17日10/1～11/30までに不適合管理不要として判定した案件(99件)についてセルフチェックを実施した結果、不適合管理を行うことで再判定した案件はなかったとから対策は有効に機能していると評価する。 <p><平成23年3月></p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育の継続、不適合管理専任担当の設置、ホームページへの公開については定例業務として定着しており有効に機能していると評価する。今後日常業務として取り組んでいく。 <p>なお、9月1日から統合型保全システムを活用しており、不適合管理の運用実績から、改善項目を抽出しシステム担当へ改善の依頼を提出した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不適合判定検討会のインプット件数については、8月から3月合計で1,939件(前年度合計122件)であった。不適合管理不要として判定されたものは796件あり、不適合管理未満の情報の吸い上げもされていることから 	

現在の状況	対策の検証方法と検証結果	自己評価（有効性評価、次年度への取組み）	備考(懸案事項他)																														
(平成 23 年度) <ul style="list-style-type: none"> ➢ 4/1～4/30 不適合管理要と判定した件数 53 件 ➢ 5/1～5/31 不適合管理要と判定した件数 43 件 ➢ 6/1～6/30 不適合管理要と判定した件数 43 件 ➢ 7/1～7/31 不適合管理要と判定した件数 23 件 ➢ 8/1～8/31 不適合管理要と判定した件数 28 件 ➢ 9/1～9/30 不適合管理要と判定した件数 53 件 ➢ 10/1～10/31 不適合管理要と判定した件数 46 件 ➢ 11/1～11/30 不適合管理要と判定した件数 44 件 ➢ 12/1～12/31 不適合管理要と判定した件数 38 件 ➢ 1/1～1/31 不適合管理要と判定した件数 29 件 ➢ 2/1～2/29 不適合管理要と判定した件数 65 件 ➢ 3/1～3/31 不適合管理要と判定した件数 98 件 	<p>不適合管理要と判定した件数:84 件であり、不適合未満の情報まで幅広く情報を収集している。</p> <p>・3 月の不適合判定検討会の審議状況について、取扱件数: 161 件、不適合管理要と判定した件数:65 件であり、不適合未満の情報まで幅広く情報を収集している。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>8月</th> <th>9月</th> <th>10月</th> <th>11月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>不適合判定検討会で審議した件数</td> <td>176 件</td> <td>174 件</td> <td>194 件</td> <td>211 件</td> </tr> <tr> <td></td> <td>12月</td> <td>1月</td> <td>2月</td> <td>3月</td> </tr> <tr> <td>不適合判定検討会で審議した件数</td> <td>490 件</td> <td>284 件</td> <td>249 件</td> <td>161 件</td> </tr> </tbody> </table>		8月	9月	10月	11月	不適合判定検討会で審議した件数	176 件	174 件	194 件	211 件		12月	1月	2月	3月	不適合判定検討会で審議した件数	490 件	284 件	249 件	161 件	<p>不適合判定検討会が有効に機能していると評価する。</p> <p>・3 月 11 日 12/1～2/28 までに不適合管理不要として判定した案件 (540 件) についてセルフチェックを実施した結果、不適合管理を行うことで再判定した案件はなかったとから対策は有効に機能していると評価する。 (実施部門内部監査の評価)</p> <p>・3/14 に実施した実施部門内部監査の結果に基づき、本アクションプランの要求事項のとおり、発見された不適合事象が適切に組織内で共有され、不適合管理が適切に処理できる不適合管理プロセスに改善していること、また組織の要員が、不適合を適切に判断できるよう必要な教育を行える教育プロセスを構築し、確実に実施していることから、保守管理の不備に関する再発防止対策について有効であると評価する。</p>											
	8月	9月	10月	11月																													
不適合判定検討会で審議した件数	176 件	174 件	194 件	211 件																													
	12月	1月	2月	3月																													
不適合判定検討会で審議した件数	490 件	284 件	249 件	161 件																													
(平成 23 年度) <ul style="list-style-type: none"> ➢ 4/1～4/30 不適合管理要と判定した件数 62 件 ➢ 5/1～5/31 不適合管理要と判定した件数 41 件 ➢ 6/1～6/30 不適合管理要と判定した件数 37 件 ➢ 7/1～7/31 不適合管理要と判定した件数 39 件 ➢ 8/1～8/31 不適合管理要と判定した件数 23 件 ➢ 9/1～9/30 不適合管理要と判定した件数 24 件 ➢ 10/1～10/31 不適合管理要と判定した件数 25 件 ➢ 11/1～11/30 不適合管理要と判定した件数 29 件 ➢ 12/1～12/31 不適合管理要と判定した件数 40 件 ➢ 1/1～1/31 不適合管理要と判定した件数 21 件 ➢ 2/1～2/28 不適合管理要と判定した件数 24 件 ➢ 3/1～3/31 不適合管理要と判定した件数 48 件 	<p>(平成 23 年度)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>4月</th> <th>5月</th> <th>6月</th> <th>7月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>不適合判定検討会で審議した件数</td> <td>141 件</td> <td>89 件</td> <td>101 件</td> <td>72 件</td> </tr> <tr> <td></td> <td>8月</td> <td>9月</td> <td>10月</td> <td>11月</td> </tr> <tr> <td>不適合判定検討会で審議した件数</td> <td>58 件</td> <td>93 件</td> <td>114 件</td> <td>119 件</td> </tr> <tr> <td></td> <td>12月</td> <td>1月</td> <td>2月</td> <td>3月</td> </tr> <tr> <td>不適合判定検討会で審議した件数</td> <td>165 件</td> <td>90 件</td> <td>206 件</td> <td>435 件</td> </tr> </tbody> </table>		4月	5月	6月	7月	不適合判定検討会で審議した件数	141 件	89 件	101 件	72 件		8月	9月	10月	11月	不適合判定検討会で審議した件数	58 件	93 件	114 件	119 件		12月	1月	2月	3月	不適合判定検討会で審議した件数	165 件	90 件	206 件	435 件	<p>(次年度の取組み)</p> <p>「不適合管理プロセスの改善」については、有効性評価の結果から不適合情報未満の事案が吸い上げられていること、不適合と判断すべき事案が適切に判定されていることから当初の目的は達成しており、次年度以降も引き続き「島根原子力発電所不適合管理、是正処置手順書」に基づき対策の定着化に取り組んでいく。</p> <p>〈平成 23 年 9 月〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不適合判定検討会へインプットした件数は 4 月から 9 月末で 554 件、不適合管理不要としたものが 311 件あり、担当者が迷うような不適合管理未満の情報の吸い上げもできており、取り組みは有効であると評価した。 ・統合型保全システムについては 9 月に改善され、使い勝手が向上し、取り組みは有効であると評価した。 ・ホームページ公開については、2 回/月としており、4 月から 9 月末までに不適合となった事案を 100% (243 件/243 件) 公開しており、取り組みは有効であると評価した。 <p>〈平成 24 年 3 月〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不適合判定検討会へインプットした件数は平成 23 年 4 月から平成 24 年 3 月末で 1,683 件、不適合管理不要としたものが 899 件あり、担当者が迷うような不適合管理未満の情報の吸い上げもできており、取り組みは有効であると評価した。 ・ホームページ公開については、2 回/月としており、平成 23 年 4 月から平成 24 年 2 月末までに不適合となった事案を 100% (465 件/465 件) 公開しており、取り組みは有効であると評価した。 	
	4月	5月	6月	7月																													
不適合判定検討会で審議した件数	141 件	89 件	101 件	72 件																													
	8月	9月	10月	11月																													
不適合判定検討会で審議した件数	58 件	93 件	114 件	119 件																													
	12月	1月	2月	3月																													
不適合判定検討会で審議した件数	165 件	90 件	206 件	435 件																													
○手順書の改正 <ul style="list-style-type: none"> 8/4 保安規定変更命令に係る手順書の改正(部長制)について、立案承認 8/27 不適合判定検討会で「保留」とした場合の取扱い並びに、議事録様式を見直しに係る手順書の改正について、立案承認 8/31 EAM 運用に伴う改正について、立案承認 11/29 判定基準(ガイドライン)の設定 	<p>* : 判定保留中の案件は含まない</p> <p>(平成 25 年度)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>4月</th> <th>5月</th> <th>6月</th> <th>7月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>不適合判定検討会で審議した件数*</td> <td>224 件</td> <td>159 件</td> <td>114 件</td> <td>120 件</td> </tr> <tr> <td></td> <td>8月</td> <td>9月</td> <td>10月</td> <td>11月</td> </tr> <tr> <td>不適合判定検討会で審議した件数*</td> <td>60 件</td> <td>103 件</td> <td>128 件</td> <td>580 件</td> </tr> <tr> <td></td> <td>12月</td> <td>1月</td> <td>2月</td> <td>3月</td> </tr> <tr> <td>不適合判定検討会で審議した件数*</td> <td>220 件</td> <td>485 件</td> <td>50 件</td> <td>148 件</td> </tr> </tbody> </table>		4月	5月	6月	7月	不適合判定検討会で審議した件数*	224 件	159 件	114 件	120 件		8月	9月	10月	11月	不適合判定検討会で審議した件数*	60 件	103 件	128 件	580 件		12月	1月	2月	3月	不適合判定検討会で審議した件数*	220 件	485 件	50 件	148 件	<p>(次年度の取組み)</p> <p>「不適合管理プロセスの改善」については、有効性評価の結果、不適合管理未満の情報も吸い上げられていることから目的は達成している。</p> <p>次年度以降も引き続き「島根原子力発電所不適合管理、是正処置手順書」</p>	
	4月	5月	6月	7月																													
不適合判定検討会で審議した件数*	224 件	159 件	114 件	120 件																													
	8月	9月	10月	11月																													
不適合判定検討会で審議した件数*	60 件	103 件	128 件	580 件																													
	12月	1月	2月	3月																													
不適合判定検討会で審議した件数*	220 件	485 件	50 件	148 件																													
○9/1 EAM 運用開始																																	
○9/7 不適合情報の当社HPによる公開開始 (平成 22 年度) <ul style="list-style-type: none"> ➢ 9/7: 8/1～8/15 審議分 ➢ 9/21: 8/16～8/31 審議分 	<p>* : 判定保留中の案件は含まない</p>																																

現在の状況	対策の検証方法と検証結果	自己評価（有効性評価、次年度への取組み）	備考（懸案事項他）
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 10/ 7: 9/ 1 ~ 9/15 審議分 ▶ 10/20: 9/16 ~ 9/30 審議分 ▶ 11/ 8: 10/ 1 ~ 10/15 審議分 ▶ 11/22: 10/16 ~ 10/31 審議分 ▶ 12/ 7: 11/ 1 ~ 11/15 審議分 ▶ 12/20: 11/16 ~ 11/31 審議分 ▶ 1/11: 12/ 1 ~ 12/15 審議分 ▶ 1/20: 12/16 ~ 12/31 審議分 ▶ 2/ 7: 1/ 1 ~ 1/15 審議分 ▶ 2/21: 1/16 ~ 1/31 審議分 ▶ 3/ 7: 2/ 1 ~ 2/15 審議分 ▶ 3/22: 2/16 ~ 2/28 審議分 <p>(平成 23 年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 4/ 7: 3/ 1 ~ 3/15 審議分 ▶ 4/20: 3/16 ~ 3/31 審議分 ▶ 5/11: 4/ 1 ~ 4/15 審議分 ▶ 5/20: 4/16 ~ 4/30 審議分 ▶ 6/ 7: 5/ 1 ~ 5/15 審議分 ▶ 6/20: 5/16 ~ 5/31 審議分 ▶ 7/ 7: 6/ 1 ~ 6/15 審議分 ▶ 7/20: 6/16 ~ 6/30 審議分 ▶ 8/ 8: 7/ 1 ~ 7/15 審議分 ▶ 8/22: 7/16 ~ 7/31 審議分 ▶ 9/ 7: 8/ 1 ~ 8/15 審議分 ▶ 9/20: 8/16 ~ 8/31 審議分 ▶ 10/ 7: 9/ 1 ~ 9/15 審議分 ▶ 10/20: 9/16 ~ 9/30 審議分 ▶ 11/ 7: 10/ 1 ~ 10/15 審議分 ▶ 11/21: 10/16 ~ 10/31 審議分 ▶ 12/ 7: 11/ 1 ~ 11/15 審議分 ▶ 12/20: 11/16 ~ 11/30 審議分 ▶ 1/12: 12/ 1 ~ 12/15 審議分 ▶ 1/20: 12/16 ~ 12/31 審議分 ▶ 2/ 7: 1/ 1 ~ 1/15 審議分 ▶ 2/20: 1/16 ~ 1/31 審議分 ▶ 3/ 7: 2/ 1 ~ 2/15 審議分 ▶ 3/21: 2/16 ~ 2/29 審議分 <p>(平成 24 年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 4/ 9: 3/ 1 ~ 3/15 審議分 ▶ 4/20: 3/16 ~ 3/31 審議分 ▶ 5/11: 4/ 1 ~ 4/15 審議分 ▶ 5/21: 4/16 ~ 4/30 審議分 ▶ 6/ 7: 5/ 1 ~ 5/15 審議分 ▶ 6/20: 5/16 ~ 5/31 審議分 ▶ 7/ 9: 6/ 1 ~ 6/15 審議分 ▶ 7/20: 6/16 ~ 6/30 審議分 ▶ 8/ 7: 7/ 1 ~ 7/15 審議分 ▶ 8/20: 7/16 ~ 7/31 審議分 	<p><不適合判定検討会の審議状況></p> <p>不適合判定検討会において、電気事業者間の確認事項の整理結果（定事検内容の整理結果）を、第 16 回定期検査から適用することを保安運営委員会で確認しているにも関わらず、「新品取替した定事検（分解検査）対象弁について定事検を計画しなかったこと」については、電気事業者間の確認事項が QMS に反映されていなかったことから、従来の運用自体は不適合ではないと判断したことに関して、判定が適切でなかったため、以下の対策を行う。</p> <p>①不適合判定検討会としての質の向上を目指して、有効性評価を適宜実施し、不適合判定に係る評価・分析を実施し、その結果を反映する。</p> <p>②不適合判定検討会の質の向上を図るため、不適合判定に係る判定基準（ガイドライン）を設定し、手順書に反映する。</p> <p>③不適合判定に迷った事象については、当面の間、不適合と判定する。</p> <p>④不適合判定検討会委員に対しては、新たに設定する判定基準（ガイドライン）の教育を徹底するとともに品質保証専門家を招聘して、不適合管理に特化した教育を実施する。</p> <p>⑤不適合判定検討会で「保留」とした場合の取扱い（いつまで、誰が、何をするか明確にすること）並びに、その取扱いについて議事録様式を見直し残すことを手順書に反映する。（H22. 9. 1 施行）</p> <p>⑥「不適合判定検討会」で不適合ではないと判断した事象を再チェックし、不適合と判断すべき事象が含まれていないことを四半期に一回確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・H22. 10. 27 不適合管理「要」で再判定：1 件 ・H22. 12. 17 不適合管理「要」で再判定：なし ・H23. 3. 11 不適合管理「要」で再判定：なし <p>[内部監査部門の評価]</p> <p>(評価観点)</p> <p>不適合判定検討会への持込時期を明確にし、不適合管理を速やかに行っているか。</p> <p>(評価結果)</p> <p>不適合管理を行う担当について、副長 1 名、担当者 2 名の計 3 名構成で、6 月 29 日に設置し、不適合管理関係業務を担当していることを確認した。また、不適合検討会の運用強化により、懸案システムからの情報等も不適合判定の対象（毎週 1 回開催 1 回当たり平均 10 件を対象として不適合判定を実施）としており、従来より幅広に不具合情報を収集していると評価する。（7 月 21 日現在）</p> <p>原則毎日不適合判定検討会を開催し、検討対象も点検速報、所員からの情報等幅広く対応することを手順書に規定し、検討会で判定「保留」とした場合はその後の役割分担を明確にしており、軽微な情報を含めて迅速に不適合管理が実施できると評価する。不適合件数も 2 カ月で 200 件以上（昨年は年間 200 件程度）と増加しており、また、検討会（10 月 28 日考查同席）では、設備のみでなく人的要因について</p>	<p>に基づき、対策の定着化に取り組むとともに、定期的に（半期毎）運用状況を評価していく。</p> <p>（平成 24 年 9 月）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不適合判定検討会で判定した件数は 4 月から 9 月末で 780 件、不適合管理不要としたものが 526 件あり、担当者が迷うような不適合管理未満の情報の吸い上げもできており、取り組みは有効であると評価した。 ・ホームページ公開については、2 回/月としており、4 月から 8 月において、不適合と判定した事案を 100%（202 件/202 件）公開しており、取り組みは有効であると評価した。 <p>（平成 25 年 3 月）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不適合判定検討会で判定した件数は平成 24 年 4 月から平成 25 年 3 月末で 2391 件、不適合管理不要としたものが 1619 件あり、定常的に多くの不適合未満の情報が吸い上げられており、定着化が図られていると評価した。 ・ホームページ公開については、2 回/月としており、平成 24 年 4 月から平成 25 年 2 月末までに不適合となった事案について、100%（365 件/365 件）公開しており、定着化が図られていると評価した。 <p>（次年度の取組み）</p> <p>「不適合管理・是正処置プロセスの改善」については、有効性評価の結果から目的は達成しており、不適合管理・是正処置業務として定着している。平成 25 年度も同様に、目標を業務運営方針書に設定し、「島根原子力発電所不適合管理・是正処置手順書」に基づき定着した業務を確実に実施する。</p> <p>（平成 25 年 9 月）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不適合判定検討会で判定した件数は平成 25 年 4 月から平成 25 年 9 月末で 899 件、不適合管理不要としたものが 657 件あり、定常的に多くの不適合未満の情報が吸い上げられており、定着化が図られていると評価した。 ・ホームページ公開については、2 回/月としており、平成 25 年 4 月から平成 25 年 8 月末までに不適合となった事案について、100%（119 件/119 件）公開しており、定着化が図られていると評価した。 	

現在の状況	対策の検証方法と検証結果	自己評価（有効性評価、次年度への取組み）	備考(懸案事項他)
<p>➤ 9/ 7: 8/ 1～8/15 審議分 ➤ 9/20: 8/16～8/31 審議分 ➤ 10/ 9: 9/ 1～9/15 審議分 ➤ 10/22: 9/16～9/30 審議分 ➤ 11/ 7: 10/ 1～10/15 審議分 ➤ 11/20: 10/16～10/31 審議分 ➤ 12/ 7: 11/ 1～11/15 審議分 ➤ 12/20: 11/16～11/30 審議分 ➤ 1/10: 12/ 1～12/15 審議分 ➤ 1/21: 12/16～12/31 審議分 ➤ 2/ 7: 1/ 1～1/15 審議分 ➤ 2/20: 1/16～1/31 審議分 ➤ 3/ 7: 2/ 1～2/15 審議分 ➤ 3/21: 2/16～2/28 審議分 (平成 25 年度) ➤ 4/ 8: 3/ 1～3/15 審議分 ➤ 4/22: 3/16～3/31 審議分 ➤ 5/10: 4/ 1～4/15 審議分 ➤ 5/20: 4/16～4/30 審議分 ➤ 6/ 7: 5/ 1～5/15 審議分 ➤ 6/20: 5/16～5/31 審議分 ➤ 7/ 8: 6/ 1～6/15 審議分 ➤ 7/22: 6/16～6/30 審議分 ➤ 8/ 7: 7/ 1～7/15 審議分 ➤ 8/20: 7/16～7/31 審議分 ➤ 9/ 9: 8/ 1～8/15 審議分 ➤ 9/20: 8/16～8/31 審議分 </p>	<p>も多角的に議論を行っており、有効に機能していると評価する。 (10月 30 日現在)</p> <p>「不適合管理プロセスの改善」への取り組みについては、今回を含めたこれまでの監査において、「不適合判定検討会」を設置し、発見された不適合事象が適切に組織内で共有化され、不適合管理が適切に処置できるよう不適合管理プロセスを改善していることおよび発電所員が、不適合を適切に判断できるよう必要な教育を行える教育プロセスを構築していることを確認した。また不適合情報の公開については当社HPにより適切に公開していることを確認し、本APの目的を達成していることを確認した。</p> <p>次年度以降は、QMS 文書である「不適合管理・是正処置手順書」に基づき対策の定着化へ取り組むことに問題ないと評価した。</p> <p>(4月 15 日現在)</p> <p>(評価観点) <平成 23 年度> 有効性評価を行いAPの目的が達成されているか。</p> <p>(評価結果) <平成 23 年度> 本APの取り組みについて、不適合管理不要とされる情報も含めた多くの情報が不適合判定検討会にインプットされており、担当者が迷うような不適合管理未満の情報の吸い上げができていること、不適合判定検討会の事務局が、全ての審議結果を把握し、不適合となった事案を 100%ホームページ公開していること、有効性評価を適切に行っていることから本APの目的は達成していることを確認した。</p> <p>次年度以降も、引き続き「島根原子力発電所不適合管理、是正処置手順書」に従って対策の定着化に取り組み、定期的に運用状況を評価することに問題ないと評価した。</p> <p>(平成 24 年 4 月 17 日現在)</p> <p>(評価観点) <平成 24 年度> 有効性評価を行いAPの目的が達成されているか。</p> <p>(評価結果) <平成 24 年度> 本APの取り組みについて、不適合管理不要とされる情報も含めた多くの情報が不適合判定検討会にインプットされており、定常的に多くの不適合未満の情報が吸い上げられていること、不適合判定検討会の事務局が、全ての審議結果を把握し、不適合となった事案をすべてホームページ公開していること、有効性評価を適切に行っていることから本APの目的は達成していることを確認した。</p> <p>次年度以降も、引き続き目標を業務運営方針書に設定し、対策の定着化に取り組むことに問題ないと評価した。</p> <p>(平成 25 年 4 月 18 日現在)</p>		

点検不備問題に係る再発防止対策（安全文化醸成）のスケジュール表

実施箇所：原子力強化プロジェクト

アクションプラン進捗管理表 (AP 4 : 原子力安全文化醸成活動の推進)

リーダー：原子力強化プロジェクト部長

H25年 9月30日現在

目的	安全文化要素のうち「報告する文化」及び「常に問いかける姿勢」が組織として不足していたことを踏まえ、原子力安全文化醸成活動を推進する。	
要求事項	<p>(1) 「報告する文化」や「常に問いかける姿勢」の浸透が十分でなかったことに着目し、具体的な活動を推進していく。</p> <p>(2) 経営における原子力の重要性や地域・社会の視点からの安全文化の大切さを全社（関係会社・協力会社含む）で醸成する活動を推進する。</p>	実施内容 <ul style="list-style-type: none"> ①「報告する文化」や「常に問いかける姿勢」を中心に、原子力安全文化を一層醸成する施策を検討し、今後の活動計画を策定の上、安全文化醸成活動を推進する。 ②地元の方々との対話活動の充実を図り、地元の方々と直接対話することにより、「地域に対し一人ひとりが約束を果たし続ける」という地域視点意識の向上を図る。 ③「原子力安全文化の日」を中心に、このたびの事態を厳粛に受け止め、今後二度と同じことを繰り返さないため、また、経営における原子力の重要性や地域・社会の視点からの安全文化の大切さを全社で共有し、再確認する。 ④社外有識者を中心に構成する「原子力安全文化有識者会議」へ、原子力強化プロジェクトから施策の検討・実施状況等を報告し、第三者の視点から検討事項に対する提言を受ける。

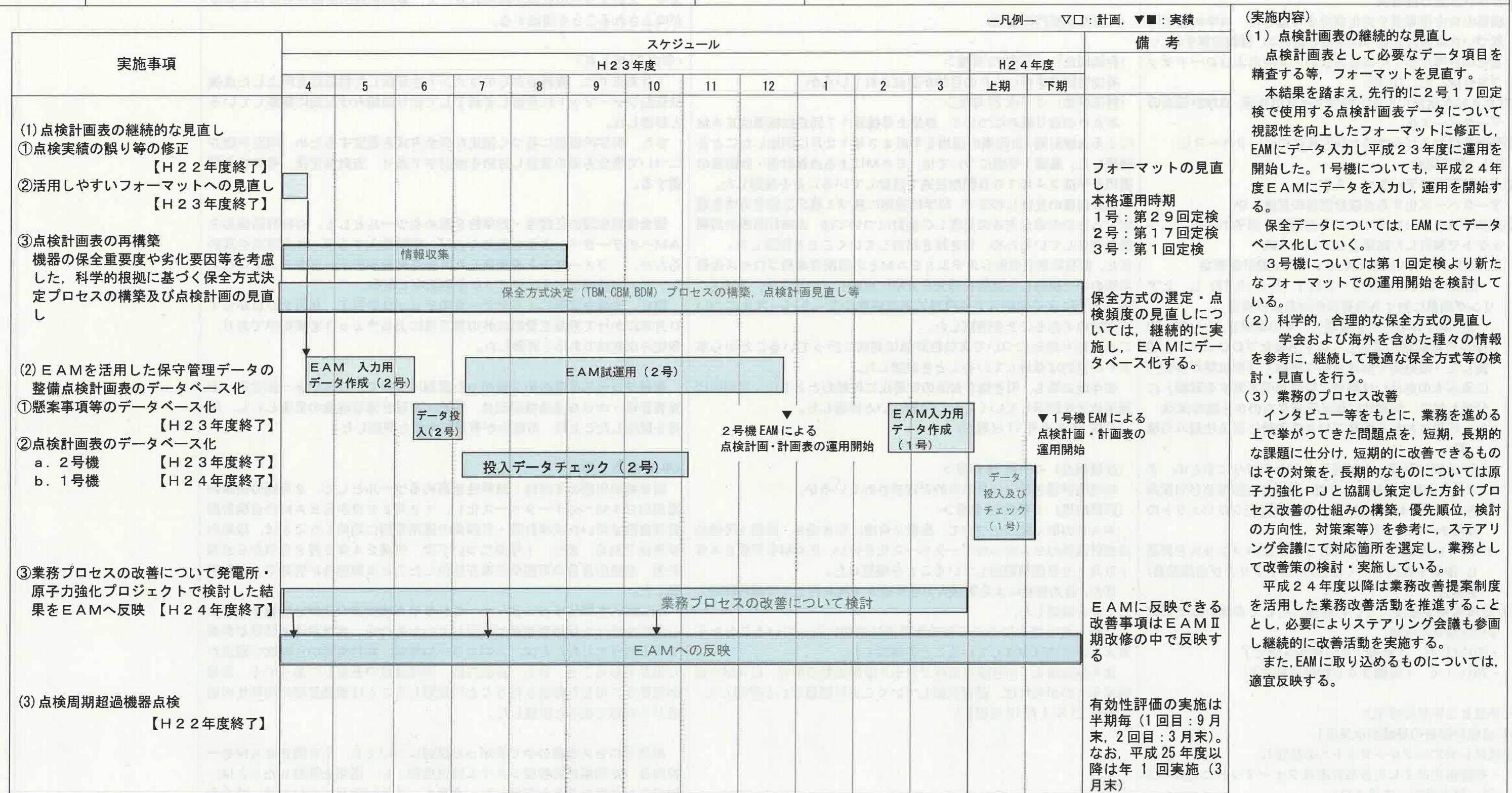
—凡例— ▽□：計画、▼■：実績

現在の状況	対策の検証方法と検証結果	自己評価（有効性評価、次年度への取組み）	備考（懸案事項他）
<p>4/2～5/24 H25 年度職場話し合い研修 (テーマ： - 地元対話活動により収集した意見等に基づく話し合い - お客さま意識調査結果に基づく話し合い - 他社事例に基づく話し合い - H24 年度の話し合い研修結果のフォロー)</p> <p>4/15 副社長、常務と担当者の意見交換</p> <p>6/ 3 原子力安全文化の日 社長メッセージ発信(協力会社、グループ会社を含む) 安全文化意識の共有 『誓いの鐘』鐘鳴、社長訓話 風化防止ビデオ視聴、行動基準の発表、「誓いの言葉」唱和 行動基準改定・実践開始</p>	<p>(検証方法)</p> <ul style="list-style-type: none"> 具体的活動計画に沿って適切に活動が実施されていること。 プロジェクト個別施策に対する参加者アンケート結果等、および「常に問い合わせる姿勢」「報告する文化」に関する原子力安全文化アンケート結果等により評価を行う。また、これらの結果を原子力安全文化有識者会議にインプットし、第三者の視点で評価を受ける。 	<p>(有効性評価)</p> <p><平成 25 年 9 月></p> <ul style="list-style-type: none"> 活動計画に沿って安全文化醸成活動を実施しており、また、各施策に対する参加者アンケート結果も良好であり、有効であると評価した。 	
<p>6/ 3 有識者会議委員を交えた副社長、常務と主任クラス社員の意見交換</p> <p>7/ 9 第 1 回安全文化醸成研修会 (社内講師：「工事計画品質管理基準の施行(H25. 7. 8)に伴う QMS 文書改正の概要について」)</p> <p>8/ 5 社長と部長クラス以上の意見交換</p>	<p>(検証結果)</p> <p><平成 25 年 4 月～9 月></p> <ul style="list-style-type: none"> 活動計画に沿って安全文化醸成活動を実施し、「原子力安全文化の日」には、社長メッセージ発信や行動基準の改定・発表など、反省と教訓を風化させないための施策を実施。 「職場話し合い研修」および「見学会対応・定例訪問参加」の参加者アンケート結果では、「研修は有意義であった」「意識が高まった」などの意見はいずれも 9 割以上。 上記結果は、第 9 回原子力安全文化有識者会議(H25. 10. 7)で説明予定。 		

■ ■ ■ 点検不備問題に係る再発防止対策（その他の取り組み）のスケジュール表 ■ ■ ■

実施箇所：保修部（保修管理、保修技術）・技術部（技術）・原子力強化PJ アクションプラン進捗管理表 (AP5: その他の取り組み) リーダー：技術部課長（技術）H25年9月30日現在

目的	<p>最適な保全を計画・実施していくための点検計画表を構築する。</p> <p>統合型保全システム（以下「EAM」という）を活用・改善することにより、人的エラーの低減、業務処理の正確性および効率性の向上を図る。</p>		<p>①点検計画表の継続的な見直しを実施する。</p> <p>①-1 点検計画表を活用しやすいフォーマットに見直す。</p> <p>①-2 機器の安全重要度や劣化要因を考慮した、科学的根拠に基づいた点検計画表に見直す。</p> <p>②EAMを活用・改良し、保守管理データの整備、業務処理の正確性および効率性を向上する。</p> <p>②-1 人的エラーの低減のため、膨大な点検計画表データをEAMの保守管理データとして整備する。</p> <p>②-2 業務プロセスの改善活動の中で検討した結果を、適宜EAMへ反映する。</p>
要求事項	<p>(1) 適切な保全プログラムに基づいた点検の計画・実施・改善</p> <p>(2) 保守管理業務の正確性および効率性の向上</p>	実施内容	



現在の状況	対策の検証方法と検証結果	自己評価（有効性評価、次年度への取組み）	備考（懸案事項他）
<p><平成22年度の状況></p> <p>(1) 点検計画表の継続的な見直し ①点検内容が妥当でない箇所や点検実績の誤り等の修正 ・6/30 点検実績修正作業完了</p> <p>②活用しやすいフォーマットへの見直し ・フォーマット案作成終了</p> <p>③点検計画表の再構築 機器の安全重要度や劣化要因を考慮した、科学的根拠に基づいた点検計画表への見直しのため、情報収集を行い、当社の目指す新しい保全方式の方向性およびロードマップを作成した。(3/29)</p> <p>(2) EAMを活用した保守管理データの整備、点検計画表のデータベース化</p> <p>①懸案事項および点検時の特記事項のデータベース化 9/1 運用開始</p> <p>②点検計画表のデータベース化 データベース化する点検計画表の見直し中。</p> <p>③業務プロセスの改善について発電所・原子力強化プロジェクトで検討した結果をEAMへ反映 (a) 業務プロセス改善にあたっての活動計画策定 所員へのインタビューを終了(H.22/9/17)し、ヒアリング結果に対する改善案検討および実施 約5000件の意見を整理し、その結果を25分類、約1200件の課題に整理し、原子力強化プロジェクトと連携して「短期間で解決可能な課題」、「解決策が多部門に及ぶものあるいは解決に中長期間を要する課題」に分類し対応。短期的に解決可能なものから随時実施 (b) 将来にわたる業務プロセス改善に係る仕組みの構築 a) 25分類に整理した課題を4のカテゴリにまとめ、その優先順位、検討の方向性、検討実施部所及び対策案を業務プロセス改善WG、原子力強化プロジェクトの混成チームにて検討 b) 将来を見据え、発電所自らが業務のプロセスを見直し、改善を進めていく仕組み(ステアリング会議設置)を検討</p> <p>(3) 点検周期を超過している機器に対して点検計画表に沿った点検等の実施 ・2010/7/27 2号機162機器点検完了 ・2011/1/6 1号機349機器点検完了</p> <p><平成23年度の状況></p> <p>(1) 点検計画表の継続的な見直し ①活用しやすいフォーマットへの見直し ・視認性を向上した点検計画表フォーマットに見直し終了(様式設定:7月1日)</p> <p>③点検計画表の再構築</p>	<p>(検証方法)</p> <ul style="list-style-type: none"> 各WGで策定した具体的活動計画に沿って適切に活動が実施されていること。 活動のプロセスおよび結果が要求事項を満足すること。 活動の状況および評価結果を原子力部門戦略会議に報告し、その有効性評価について電源事業本部部長(原子力)の評価を受ける。 <p>(内部監査部門の評価)</p> <p>(評価観点) <平成23年度> 有効性評価を行いAPの目的が達成されているか。</p> <p>(評価結果) <平成23年度> 本APの取り組みについて、島根2号機第17回点検機器はEAMによる点検計画・計画表の運用を平成23年12月に開始したことを確認した。島根1号機については、EAMによる点検計画・計画表の運用を平成24年10月開始目途で活動していることを確認した。 点検計画表の見直しの中で、科学的根拠に基づく適正な保全方式を選定するための保全方式の見直しの検討については、点検計画表の再構築を優先しているため、引き続き検討していくことを確認した。 また、定期事業者検査システムとEAMとの連携等業務プロセス改善活動の中で検討した結果を適宜EAMに反映していること、今後も、協力会社による実績入力や標準工事仕様書のデータベース化について検討中であることを確認した。 これら取り組みについて有効性評価は適切に行っていることから本APの目的は達成していることを確認した。 次年度以降も、引き続き対策の定着化に取組むとともに、定期的に運用状況を評価していくことに問題ないと評価した。 (平成24年4月17日現在)</p> <p>(評価観点) <平成24年度> 有効性評価を行いAPの目的が達成されているか。</p> <p>(評価結果) <平成24年度> 本APの取り組みについて、島根2号機に引き続き、島根1号機の点検計画表のEAMへのデータベース化を行い、EAMを平成24年10月29日運用開始していることを確認した。 また、協力会社による実績入力を平成24年8月27日運用開始したことを確認した。 これら取り組みについて有効性評価は適切に行っていることから本APの目的は達成していることを確認した。 次年度以降も、引き続き業務プロセス改善活動の中で、EAMに反映するものがあれば、適宜反映していくことに問題ないと評価した。 (平成25年4月18日現在)</p>	<p>(有効性評価)</p> <p>最適な保全を計画・実施していくために点検計画表が構築され、継続的に改善されていることを確認する。 視認性の向上した新しいフォーマットの点検計画表データを作成、EAMへ間違いないデータ投入が行われていることを確認する。 統合型保全システム(以下「EAM」という)を活用・改善することにより、人的エラーの低減が図られること、業務処理の正確性および効率性が向上されることを確認する。</p> <p><平成23年9月> 7月末までに、実務者からのコメントを反映した視認性を向上した点検計画表フォーマットに見直しを終了しており取組みは有効に機能していると評価した。 また、科学的根拠に基づく適正な保全方式を選定するため、現在手動弁について保全方式の見直し方針を検討中であり、方針策定後、有効性を評価する。</p> <p>保全業務処理の正確性・効率性を高めるツールとして、点検計画表のEAMへのデータベース化を進めており、実際投入するデータの確度を高めるため、フォーマットを見直した2号点検計画表データをEAMに投入し、EAM登録データのチェックを実施中である。 現在、設備主管課による全データのチェックを完了、9月20日から10月末にかけて設備主管課以外の第三者によるチェックを実施中であり、取組みは有効であると評価した。</p> <p>業務プロセス改善の中で挙がった課題について、EAMを一部改良(予実算管理・WBS連携機能改良、懸案・不適合管理機能の見直し)し、運用を開始したことは、取組みが有効であると評価した。</p> <p><平成24年3月> 保全業務処理の正確性・効率性を高めるツールとして、2号機の点検計画表のEAMへのデータベース化し、12月26日からEAMの点検計画管理機能を用いた点検計画・計画表の運用管理に開始したことは、取組みが有効である。また、1号機については、平成24年2月20日から点検計画、点検計画表の再構築作業を開始したことは取組みが有効であると評価した。 本取組みを開始するにあたり、これまで点検実績の登録を設備主管課から連絡を受けた保修管理課が実施していたものを、直接設備主管課が登録できるようにしたことは、人的エラーの低減、業務処理の正確性の観点から有効であること、また、点検方法、実施頻度の見直しにあっても、設備の重要度に応じた審議を行うことに変更したことは業務処理の効率化の観点から有効であると評価した。</p> <p>業務プロセス改善の中で挙がった課題についても、引き続きEAMを一部改良(定期事業者検査システム連携機能)し、運用を開始したことは、取組みが有効であると評価した。今後も、EAM改良においては、協力会社による実績入力や標準工事仕様書のデータベース化について検討中である。</p>	

現在の状況	対策の検証方法と検証結果	自己評価（有効性評価、次年度への取組み）	備考（懸案事項他）
<p>機器の保全重要度や劣化要因等を考慮した、科学的根拠に基づく保全方式決定プロセスの構築及び点検計画の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> 手動弁について、現状の時間基準保全による分解点検を基本とした保全方式から、定期的な外観点検による状態監視保全を基本とした保全方式または、事後保全への見直し方針を検討中 <p>(2) EAMを活用した保守管理データの整備</p> <p>①点検計画表のデータベース化</p> <p>a. 2号機</p> <p>12月26日から、2号機についてはEAMの点検計画管理機能を用いた点検計画、点検計画表の運用管理に移行したところ。</p> <p>○原子炉施設保安規定の変更</p> <ul style="list-style-type: none"> 12月22日：原子炉施設保安規定の変更認可（申請：10月19日） 12月26日：原子炉施設保安規定の施行 <p>○2号機点検計画表データをEAMに投入し、EAM登録データのチェックを実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 3月30日～5月13日：点検計画・計画表見直しWGによる再構築データ作成 7月4日：データのEAMへの登録完了 7月12日～9月12日：設備主管課によるチェック 9月20日～11月9日：設備主管課以外の第三者によるチェック <p>○EAMの点検計画管理機能の運用管理に移行することから、点検計画・点検計画表に係る関係手順書（「保守管理要領」「点検計画作成・運用手順書」「工事業務管理手順書」）を見直し、12月26日に施行したところ。</p> <p><保守管理要領、点検計画作成・運用手順書></p> <ul style="list-style-type: none"> 点検実績の反映にあたっては、これまで設備主管課から連絡を受けた保修管理課が点検計画表に実績登録していたものを、設備主管課が直接登録するように変更。 点検方法および実施頻度の見直しにあたっては、これまで一律に原子力発電保安運営委員会で審議していたものを、設備の安全重要度に応じて審議するように変更。 点検計画・点検計画表のフォーマットを見直し、視認性を向上させたものに変更。 <p><工事業務管理手順書></p> <ul style="list-style-type: none"> EAMから出力された工事・購入仕様書を工事・購入明細に添付する運用手順に変更。 <p>b. 1号機</p> <p>1号機については、平成24年10月目途に移行することで準備を進めており、2月20日から点検計画・計画表の再構築を開始したところ。</p>		<p>る。</p> <p>＜次年度への取組み＞（平成23年度末時点）</p> <p>1号機の点検計画、点検計画表については平成24年10月目途で、協力会社による点検実績登録の改良については、平成24年7月目途に運用を開始していくように計画していく。</p> <p>なお、平成24年度も引き続き、業務プロセス改善活動の中で、EAMに反映するものがあれば、適宜反映していく。</p> <p>また、福島第一原子力発電所事故に鑑み整備した、緊急安全対策資機材をEAMにより管理できるよう、システムの改良を実施していく。</p> <p>引き続き対策の定着化に取組むと共に、定期的に（半期毎）運用状況を評価していく。</p> <p>＜平成24年9月＞</p> <p>保全業務処理の正確性・効率性を高めるツールとして、2号機に引き続き、1号機の点検計画表のEAMへのデータベース化について、10月目途での運用開始を計画し、再構築・確認作業を行っていることは、取組みが有効であると評価した。</p> <p>業務プロセス改善の中で挙がった課題についても、引き続きEAMを一部改良（協力会社による実績入力や標準工事仕様書のデータベース化）し、運用を開始したことは、取組みが有効であると評価した。</p> <p>＜平成25年3月＞</p> <p>保全業務処理の正確性・効率性を高めるツールとして、2号機に引き続き、1号機の点検計画表のEAMへのデータベース化について、平成24年10月29日に運用開始したことは、取組みが有効であると評価した。</p> <p>＜次年度への取組み＞（平成24年度末時点）</p> <p>平成25年度も引き続き、業務プロセス改善活動の中で、EAMに反映するものがあれば、適宜反映していく。</p>	

現在の状況	対策の検証方法と検証結果	自己評価（有効性評価、次年度への取組み）	備考（懸案事項他）
<p>②標準工事仕様書のデータベース化 12月より、来年度EAMの中で管理していくこととし、基本設計の検討を開始した。</p> <p>③業務プロセスの改善について発電所・原子力強化プロジェクトで検討した結果をEAMへ反映</p> <p>(a) 改善課題に対するEAMへの反映</p> <ul style="list-style-type: none"> 予実算管理・WBS連係機能改良、懸案・不適合管理機能の見直しについては、開発を完了し運用を開始した。(9月5日) 定検予算立案資料作成支援機能の基本設計の検討を開始した。 定期事業者検査計画システム連携機能については、システム開発を終了し、12月5日運用を開始した。 <p>(b) 実効ある改善活動の構築 発電所長を議長、副所長と部長を委員とするステアリング会議を設置した。(4月14日) 改善検討箇所の選定を行い、課単位で解決できるものについては課の業務運営方針として実施し、また、活動状況については、四半期毎を目安にステアリング会議と戦略会議に状況報告することとした。 ステアリング会議での審議の結果、解決する課題262件について、対応箇所選定、解決策の方向性を提示し、3月末現在126件改善を実施。他の課題も具体的な対応について鋭意検討、改善作業の実施を進めている。</p> <p><平成24年度の状況> (1)点検計画表の継続的な見直し ①点検計画表の再構築 機器の保全重要度や劣化要因等を考慮した科学的根拠に基づく保全方式決定プロセスの構築および点検計画の見直し ・10月23日「手動弁の保全の見直しについて(方針)」を作成し、承認を得た。</p> <p>(2)EAMを活用した保守管理データの整備 ①点検計画表のデータベース化 1号機については、平成24年10月目途に移行することで準備を進めており、2月21日から点検計画・点検計画表の再構築を開始した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 2月21日～6月12日：点検計画・計画表見直しWGによる再構築データ作成 6月18日～8月29日：設備主管課によるチェック 8月1日～9月28日：設備主管課以外の第三者によるチェック 10月29日：本格運用開始 <p>②協力会社による点検実績入力や標準工事仕様書のデータベース化 8月27日に運用を開始した。</p>			

現在の状況	対策の検証方法と検証結果	自己評価（有効性評価、次年度への取組み）	備考（懸案事項他）
<p>③業務プロセスの改善について発電所・原子力強化プロジェクトで検討した結果をEAMへ反映</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ステアリング会議にて、課題対応進捗状況の確認と、新規に提案された課題の確認および対応箇所等について審議(4月27日, 7月24日, 11月7日, 1月24日(いずれもEAMへ反映すべき新規提案なし)) ・平成24年度以降は業務改善提案制度を活用して恒常的に業務改善活動を推進することとし、5月29日～31日にかけて所員に対する業務改善提案制度の説明会を実施 			

